

【新旧対照表】南島原市過疎地域持続的発展計画変更（令和 6 年 7 月変更分）

変更箇所 (変更後計画 の頁、行等)	変更後	変更前	備考												
① 18 項、 5 行 下段 1 表目	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策 (エ) (移住・定住・地域間交流の促進、人材育成における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>移住者数 (市窓口経由)</td><td>83 人 (R1 年度)</td><td>60 人</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	移住者数 (市窓口経由)	83 人 (R1 年度)	60 人	2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 (2) その対策 (エ) (移住・定住・地域間交流の促進、人材育成における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>移住者数 (市窓口経由)</td><td>83 人 (R1 年度)</td><td>105 人</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	移住者数 (市窓口経由)	83 人 (R1 年度)	105 人	
基本目標	基準値	令和 7 年度													
移住者数 (市窓口経由)	83 人 (R1 年度)	60 人													
基本目標	基準値	令和 7 年度													
移住者数 (市窓口経由)	83 人 (R1 年度)	105 人													
② 33 項 4 行 下段 1 表目	3 産業振興 (2) その対策 (ク) (産業の振興における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>新規就農者数</td><td>20 人 (H30 年度)</td><td>26 人</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	新規就農者数	20 人 (H30 年度)	26 人	3 産業振興 (2) その対策 (ク) (産業の振興における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>新規就農者数</td><td>20 人 (H30 年度)</td><td>23 人</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	新規就農者数	20 人 (H30 年度)	23 人	
基本目標	基準値	令和 7 年度													
新規就農者数	20 人 (H30 年度)	26 人													
基本目標	基準値	令和 7 年度													
新規就農者数	20 人 (H30 年度)	23 人													
③ 58 項 7 行 下段 1 表目 下段 2 表目	5 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) その対策 (カ) (交通施設の整備、交通手段の確保における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>市町村道改良率</td><td>49.521%</td><td>50.2%</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	市町村道改良率	49.521%	50.2%	5 交通施設の整備、交通手段の確保 (2) その対策 (カ) (交通施設の整備、交通手段の確保における目標) <table><tr><td>基本目標</td><td>基準値</td><td>令和 7 年度</td></tr><tr><td>市町村道改良率</td><td>49.521%</td><td>55%</td></tr></table>	基本目標	基準値	令和 7 年度	市町村道改良率	49.521%	55%	
基本目標	基準値	令和 7 年度													
市町村道改良率	49.521%	50.2%													
基本目標	基準値	令和 7 年度													
市町村道改良率	49.521%	55%													

		(R2 年度)	(R7 年度)			(R2 年度)	(R7 年度)		
	市町村道舗装率	95.363%	95.6%		市町村道舗装率	95.363%	97%		
		(R2 年度)	(R7 年度)			(R2 年度)	(R7 年度)		
④ 67 項 23 行 下段 2 表目	6 生活環境の整備 (2) その対策 (ケ) (生活環境の整備における目標)			6 生活環境の整備 (2) その対策 (ケ) (生活環境の整備における目標)					
	基本目標	基準値	令和 7 年度		基本目標	基準値	令和 7 年度		
	水洗化率	53.1%	55.4		水洗化率	53.1%	61.1		
		(R1 年度)				(R1 年度)			
⑤ 90 項 21 行 下段 5 表目	9 教育の振興 (2) その対策 (エ) (教育の振興における目標)			9 教育の振興 (2) その対策 (エ) (教育の振興における目標)					
	基本目標	基準値	令和 7 年度		基本目標	基準値	令和 7 年度		
	市民スポーツ大会参加人数	2,430 人	2,600 人		市民スポーツ大会参加人数	2,430 人	2,500 人		
		(R1 年度)				(R1 年度)			

⑥ 111 項 1 行 下段 1 表目	12 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) その対策 (イ) (再生可能エネルギーの利用の推進における目標) <table><tr><th>基本目標</th><th>基準値</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>南島原市役所の 事務事業におけ る CO₂ 排出量</td><td>7,599,576 kg/年 (R2 年度)</td><td>6,815,970 kg/年</td></tr></table>					基本目標	基準値	令和 7 年度	南島原市役所の 事務事業におけ る CO ₂ 排出量	7,599,576 kg/年 (R2 年度)	6,815,970 kg/年	12 再生可能エネルギーの利用の推進 (2) その対策 (イ) (再生可能エネルギーの利用の推進における目標) <table><tr><th>基本目標</th><th>基準値</th><th>令和 7 年度</th></tr><tr><td>1 人当たりの CO₂ 排出量</td><td>1.19 t－CO₂/人</td><td>1.00 t－CO₂/人</td></tr></table> 基準値:平成 29 年度(2017)年度 県内市町別二酸化炭素排出量(速報値) _R2.05.21 より					基本目標	基準値	令和 7 年度	1 人当たりの CO ₂ 排出量	1.19 t－CO ₂ /人	1.00 t－CO ₂ /人								
基本目標	基準値	令和 7 年度																												
南島原市役所の 事務事業におけ る CO ₂ 排出量	7,599,576 kg/年 (R2 年度)	6,815,970 kg/年																												
基本目標	基準値	令和 7 年度																												
1 人当たりの CO ₂ 排出量	1.19 t－CO ₂ /人	1.00 t－CO ₂ /人																												
⑦ 115 項 2 行	13 その他地域の持続的発展に関し必要事項 (3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度) <table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業 主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項</td><td>(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他</td><td>・ <u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい る。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さな い</u> <u>②施設維持管理費の削減</u></td><td>市</td><td><u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続 的発展に 資する取 組 であ り、その 効果は将</u></td></tr></table>					持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	・ <u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい る。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さな い</u> <u>②施設維持管理費の削減</u>	市	<u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続 的発展に 資する取 組 であ り、その 効果は将</u>	13 その他地域の持続的発展に関し必要事項 (3) 計画 (令和 3 年度～令和 7 年度) <table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業 主体</th><th>備考</th></tr><tr><td>12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項</td><td>(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他</td><td>・ </td><td></td><td></td></tr></table>					持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	・ 		
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																										
12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	・ <u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。</u> <u>必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい る。</u> <u>効果等：</u> <u>①次世代へ負担を残さな い</u> <u>②施設維持管理費の削減</u>	市	<u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続 的発展に 資する取 組 であ り、その 効果は将</u>																										
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																										
12 そ 他の地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地域 持続的 発展特 別事業 その他	・ 																												

	・用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野にいれて検討する。 ・既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。 本方針を踏まえ、地域性や管理運営の効率性を考慮し、財産の売却や譲渡、解体を計画的に進める。	・用途廃止となって普通財産となっているものは財産分類を行い、売却や有償・無償譲渡も検討する。特に廃校となった各小学校校舎等の更新は行わずに、貸付または譲渡を検討する。所在している地域等も考慮し、譲渡または売却等が難しい場合は、解体も視野にいれて検討する。 ・既に用途廃止等により解体すべき施設においては、原則として解体していくものとする。比較的新しく、安全性に問題無い施設については、他施設との集約化や複合化等の有効活用や民間活用について検討する。 本方針を踏まえ、地域性や管理運営の効率性を考慮し、財産の売却や譲渡、解体を計画的に進める。																																	
⑨ 152 項 3 行	事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 <table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業 主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項</td><td rowspan="3">(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。 必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい</u></td><td>市</td><td><u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続</u></td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他	・			・			<u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。 必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい</u>	市	<u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続</u>	事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）過疎地域持続的発展特別事業分 <table><tr><th>持続的 発展施 策区分</th><th>事業名 (施設名)</th><th>事業内容</th><th>事業 主体</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="3">12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項</td><td rowspan="3">(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他	・			・						
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																															
12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他	・																																	
		・																																	
		<u>旧北有馬田平保育所 内容：旧北有馬田平保育 所を除却する。 必要性：老朽化した施設 (S57 建築) であり、廃 園 (R2.3.31) 後も施設 の維持管理費が生じてい</u>	市	<u>維持管理 費 (借地 料含む) の削減に よる財政 負担の低 減は、地 域の持続</u>																															
持続的 発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考																															
12 そ の他地 域の持 続的発 展に関 し必要 な事項	(1) 過 疎地 域の持 続的 発展特 別事業 その他	・																																	
		・																																	

			る。 効果等： ①次世代へ負担を残さない ②施設維持管理費の削減		的發展に 資する取 組であ り、その 効果は將 来に及 ぶ。							
			・ ・ ・									